

第 73 回九都県市首脳会議

会議記録

平成 30 年 4 月 25 日（水）

第 73 回九都県市首脳会議概要

- I 日 時 平成 30 年 4 月 25 日（水）
午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
- II 場 所 東京マリオットホテル
「地下 1 階 ボールルーム ノース・セントラル」
- III 会議次第
- 1 開 会
 - 2 座長あいさつ
 - 3 報 告
(1) 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況について
 - 4 協 議
(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について
 - 5 意見交換
(1) 受動喫煙防止対策の推進について (東京都)
(2) 子ども医療費の助成制度の創設について (千葉県)
(3) 定期借地制度を活用した国有地の有効活用について (千葉市)
(4) 子どもの歩行中の交通事故の防止に向けた取組について (川崎市)
(5) 都市農業の振興に向けた取組について (埼玉県)
(6) 高校生等への修学支援の更なる充実について (相模原市)
(7) 介護人材の更なる確保に向けた取組の推進について (横浜市)
(8) 中小企業等へのテレワークの導入促進について (神奈川県)
 - 6 その他
(1) 「ちばアクアラインマラソン 2018」について (千葉県)
 - 7 閉 会
- IV 出 席 者

埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
千 葉 県 副 知 事	高 橋 渡
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
横 浜 市 副 市 長	荒 木 田 百 合
川 崎 市 長	福 田 紀 彦
千 葉 市 長	熊 谷 俊 人
相 模 原 市 長	加 山 俊 夫
さ い た ま 市 長 (座 長)	清 水 勇 人

1 開 会

○事務局

定刻となりましたので、これより第73回九都県市首脳会議を開会いたします。私は、本日の進行を務めさせていただきます、さいたま市都市戦略部長の真々田でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

本日の座長は規約に基づきまして、開催都市であります、さいたま市の清水市長が務めさせていただきます。

初めに座長からご挨拶を申し上げます。

2 座長あいさつ

○座長（清水さいたま市長）

さいたま市長の清水勇人でございます。この度は、座長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

九都県市では、これまで首都圏における環境対策、また防災対策など重要な行政課題をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた連携など様々な取り組みを進めてまいりました。この度の首脳会議におきましても、首都圏が抱える喫緊の課題について議論が予定されております。本日は、限られた時間でございますけれども、活発なご議論をお願いしたいと思います。

また、本日の会議は、会議のペーパーレス化を図るため、タブレットをご用意させていただきました。本日、ご用意させていただきましたタブレットは、本市で会議の際に使用しているものとなっております。

九都県市首脳会議では初の試みとなりますけれども、行政事務の効率化、高度化を図るための必要な取組でございます。発信力のある九都県市が率先して取り組んでいくことで、ペーパーレス化もさらに進んでいくのではないかと考えています。よろしくお願いたします。

なお、本日は森田千葉県知事さんの代理といたしまして高橋副知事さん、また林横浜市長さんの代理といたしまして荒木田副市長さんにご出席をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、ご出席の皆様のご協力をいただきながら会議を始めたいと思

ますので、よろしくお願いたします。

○事務局

ありがとうございました。

会議冒頭の撮影はここまでとさせていただきます。報道関係の皆様は、報道関係者席にご移動くださいますようお願い申し上げます。

ただいま清水市長からお話がありましたとおり、机上には2台のタブレットを用意させていただいております。立てかけてありますタブレットにつきましては、プレゼン用のタブレットとなっております。会議の進行に合わせて、事務局のほうで画面を展開させていただきます。もう一台のタブレットは、お手元でご自由に操作いただけるものとなっております。

なお、お近くに事務局の職員を配置しております。会議中にタブレットの操作についてご不明な点がございましたら、職員までお声がけをいただきたいと存じます。

それでは、ここからの進行は清水市長をお願い申し上げます。

3 報 告

(1) 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況について

○座長（清水さいたま市長）

それでは、早速ではございますが議事に入らせていただきます。

初めに、報告事項から入らせていただきたいと思います。

まず、「(1) 首脳会議で提案をされました諸問題についての検討状況について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

それでは、(1) 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況につきましてご報告をさせていただきます。

私は、さいたま市都市戦略本部総合政策監の松本でございます。よろしくお願いたします。恐縮でございますが、着座にてご説明させていただきます。

まず、「①九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの」でございます。

「(1)大規模地震における車中泊による避難者への対応について」でございます。九都県市における人口、面積などの基礎情報をもとに、健康被害に対する医療的な視点等も含めた検討を行いました。今後は、研究会での議論を踏まえ、国に要望するとともに、情報共有や広域的な連携を図ってまいります。

次に、「(2)震災時における緊急輸送道路の機能確保に向けた沿道建築物の耐震化促進について」でございます。これまで緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携方策や推進体制の整備について検討を行いました。今後は、九都県市緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会を設置し、具体的な方策を検討し、展開してまいります。

次に、「(3)屋外広告物の安全管理の強化に係る取組について」でございます。これまで屋外広告物の安全管理の強化方策について検討し、所有者等に対し周知啓発活動を実施しました。今後は、九都県市で取り組みを進め、意見交換などを行い、連携を図ってまいります。

次に、「(4)共生社会の実現に向けた取組の推進について」でございます。これまで各都県市の取組について、情報交換や動画配信、ホームページによる啓発活動を連携して行いました。今後も共生社会の実現に向けて、検討会における議論を踏まえ、啓発活動を行うとともに、情報交換等により連携を図ってまいります。

次に、「(5)踏切の安全対策等の推進について」でございます。これまで九都県市が連携して、鉄道事業者への申し入れや啓発チラシを用いた踏切安全啓発活動を実施しました。今後も啓発活動や意見交換などを行い、連携を図ってまいります。

続きまして、「②今後とも九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの」でございます。

「(1)ヒートアイランド対策について」でございます。打ち水イベントの実施やクールシェアの取組、暑さ対策セミナーを実施いたしました。今後も打ち水イベントやクールシェアの取り組みを推進するとともに、新たに日傘利用の推進等に取り組んでまいります。

次に、「(2)風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について」ござ

います。風しんの予防啓発に関する広報の実施に向けて、その方針や実施時期の概要について検討を行いました。今後は、風しんワクチンの供給状況等を踏まえ、適切な時期に広報を実施してまいります。

次に、「(3) 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について」でございます。これまで各都県市の障害者差別解消に係る取組状況について、情報共有や障害者への合理的配慮に関し、マークで示すべき事項とマークが示された際の合理的配慮の例について検討を行いました。今後マークの導入に向けて、全国組織の障害者団体に対しヒアリングを実施した後、仮マークによるモデル実施の検討を進めてまいります。

次に、「(4) 駅ホームからの転落防止に向けた鉄道事業者への支援について」でございます。ホームドアの整備に向けて、バリアフリー法の起債に関する要件の緩和について、国への要望を行ったほか、鉄道事業者が実施する啓発活動を支援してまいりました。今後も鉄道事業者を支援する方策について検討し、九都県市で連携した取組を実施してまいります。

次に、「(5) 鉄道の混雑緩和、快適化に向けた取組について」でございます。これまで各都県市における鉄道の混雑緩和に関する現状、取組等について情報交換等を行いました。今後も鉄道の混雑緩和に向けたソフト面の取組事例を調査研究し、混雑緩和方策について検討を進めてまいります。

報告は以上でございます。

○座長（清水さいたま市長）

ただいま事務局から報告がございましたけれども、これらについて何か発言がある方は挙手をお願いしたいと思います。

黒岩知事、お願いします。

○黒岩神奈川県知事

ありがとうございます。

1の(4)のところの「共生社会の実現に向けた取組の推進」というところであります。これは第71回の首脳会議におきまして本県から提案し、設置されました共生社会の実現に向けた取組の推進検討会、これにおきまして各都県市の皆様にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。感謝申し上げます。

本県では、2年前の7月におきまして津久井やまゆり園事件、これをもとにまとめました「ともに生きる社会かながわ憲章」、この理念を広く深く浸透させるためにいろんな形で努力をしているところであります。こういったことをさらに全庁横断的な取組とするために、今度、今年度から共生担当理事といったものも設置をしたところであります。

九都県市首脳会議におきましては、平成28年度に採択していただきました「障害者が安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた共同宣言」、これに盛り込まれた理念を社会全体として実現するために、昨年度、本県から共生社会の実現に向けた取組を実施するというを提案いたしました。その後、昨年8月から開始されました検討会では、九都県市の連携した取組について積極的に議論を行い、平成30年度取組としまして九都県市における共生社会の実現に向けたホームページを開設しまして、共生社会の実現を訴えるメッセージ動画、この作成を行うことといたしました。これを受けまして、本日の会議の終了後であります、メッセージ動画の撮影のため、皆様には若干お時間をいただきますけれども、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

検討会という形では今回終了いたしますけれども、共生社会の実現に向けた取組、九都県市としてもしっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございました。

ほかには何か発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項でございますので、ご了承ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○座長（清水さいたま市長）

それでは、先に進めさせていただきます。

4 協 議

（1）地方分権改革の推進に向けた取組について

○座長（清水さいたま市長）

それでは、議事の４、協議事項でございます。

なお、ここでお手元で操作できるタブレットを交換させていただきます。
よろしいでしょうか。

それでは、（１）地方分権改革の推進に向けた取組について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料２「（１）地方分権改革の推進に向けた取組について」ご説明いたします。恐縮でございますが、着座にてご説明させていただきます。

上段の検討の経過でございます。地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、地方分権改革の確実な推進が必要でございます。このことから、九都県市といたしまして地方分権改革推進本部等における議論など国等の動向を注視するとともに、意見表明すべき事項の検討を行ってまいりました。

下段の検討の成果、今後の取組（案）でございます。昨年と同様に、政府への要求や国会議員に対して要請活動を行うとともに、機会を捉えた意見表明など対応していくこととしております。

次に、国への要求文（案）でございます。取りまとめに当たりましては、昨年秋の要求文をもとに、昨今の動向等を踏まえ、修正させていただきました。本日は、変更した部分の中から主なものについて、ご説明させていただきます。

初めに、「Ⅰ 真の分権型社会の実現」「（１）更なる権限移譲の推進」でございます。地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、創設から約１年半が経過し、国の支援も措置されましたが、地方にとって十分な支援とは言えないため、より一層の財政支援を求めるとともに、地方に対しても国と同等の情報提供を進めるよう求めるものでございます。

次に、「（３）「提案募集方式」に基づく改革の推進」でございます。提案募集方式については、これまで一定の成果を上げているものと認識しておりますが、国が実現対応としたものの、提案どおりの対応となっていないものなども含まれており、全ての提案が実現していないのが現状となっております。

す。このことから、地方の提案を最大限実現するよう強く求めるとともに、地方の意見を踏まえ、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案対象の拡大など提案募集方式の見直しなども求めるものでございます。

次に、「Ⅱ 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築」「(1) 地方税財源の充実・確保」の「イ 社会保障分野における地方税財源の確保」でございます。新しい経済政策パッケージに基づく消費税の引き上げ分の使途見直し、拡大の検討を実施する際には、地方と十分に協議を行うよう求めるものでございます。

なお、昨年秋の要求文では、「(1) 地方税財源の充実・確保の項目」の中で、地方消費税の清算基準の適正化に関する記述がございましたが、一定の結論が出たものとし、今回の要求文から削除させていただきました。

次に、「(2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化」の「ア 地方法人課税の拡充強化」でございます。平成30年度与党税制改正大綱において、地方法人課税における新たな偏在是正措置の検討が示されたことから、検討に当たっては、地方税の原則を十分踏まえるとともに、地方分権に反する措置の導入は行わないよう求めるものでございます。また、あわせて法人事業税の暫定措置については確実に廃止すること、地方法人課税の拡充強化を図ることを求めるものでございます。

説明は、以上でございます。

○座長（清水さいたま市長）

それでは、ただいま説明がございました地方分権改革の推進に向けた取組について、何かご意見がございましたらお願いしたいと思います。

小池知事、お願いいたします。

○小池東京都知事

大切なテーマでございます「地方分権改革の推進に向けた取組」ということでございますが、地方分権、これは日本を再活性化するには最も強力なツールだと思います。一方で、今も国の方で、特区制度などでいろいろと地方で試そうというトライアルなことが残念ながらうまく進んでいない部分もございまして、また一方で進んでいる部分もあるということでございます。地方との役割分担を明確にしていかなければならない、その地方分権改革こそ、

この九都県市の集まりでは、ぜひもっとアピールをしていきたいと思ひます。

今回、上田埼玉県知事が全国知事会の会長にご選任されました。そして、ぜひその核として、九都県市のこの会議体が地方分権をしっかりと進めるモデルケースになるように、上田知事におかれましては、我々がちゃんと後ろで支えますので、しっかりと地方分権を実のあるものにしていただきたいと思います。

その上で、主体的な地方自治を確立していくためにも、税源移譲の文章がいくつか出ております。昨年の地方消費税の件は、これはケースクロズドという話があったようでございますけれども、これにつきましてもどのような形で進んできたのか不透明なところがございます。「税源移譲の確実な実現のための抜本的改革」と書いてございますが、地方の財源不足をどう解消するかという本質的な議論を深めることなく、むしろパイの取り合いになっているのではないかと。地方間で税を取り合うような形でなされているのは大変残念なことと思ひます。

これまでも国は、都市と地方の財政力の格差の是正ということの名目しながら、地方法人課税の偏在是正の措置ということで、東京におきましては財源の不当収奪とこのように考えるところでございます。

更には、今年度も不合理な措置の拡大の検討の動きがあるということが先ほどのご説明にございましたが、これは、むしろ地方分権に逆行するものです。日本経済を牽引する首都圏の活力を削ぐことは、みんなで等しく貧しくなるということにつながってしまうのではないかと懸念をするわけでございます。結果として、日本全体の成長を阻害するということになります。肝心の日本はどうあるべきかという議論こそが必要であって、その本質論なくパイの取り合いをするということについては極めて遺憾な方向性だと思っております。

よって、本質的な解決につながらないような小手先の手法を重ねるのではなく、地方自治体が自らの権限、そして財源によって活力に満ちた地域社会をどう実現していくか、このことを皆さんと議論を深めていきたいと思ひます。国から地方への税源移譲を進めて、地方の役割に見合った地方税の財源の拡充、そのことが不可欠ではないかと考えるのであります。

それぞれの知事、市長の皆様と手を取り合いながら、この日本全体の持続可能な成長を実現してまいりたいと思っておりますので、ぜひここで知恵を出し合って取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

今のご意見を含めまして、何かほかにご意見ございませんでしょうか。

上田知事、お願いします。

○上田埼玉県知事

基本的には東京都のみが 47 都道府県で不交付団体、あとは全部交付団体という、このいびつな構造があると思います。自前で立つことができないということですね。もちろん市町村の中には財政力指数 1、もしくは 1 を超えるようなところがありますが、これは限られた数。そういう構造に基本的になっているために、国と地方はなかなか対等な関係になりきれないところがありますので、やはり地方交付税の拡充などがなくてもいいような制度の枠組みを要求していかなくてはいけない。これがやはり基本だと思います。

その上で、地方の税財源の中で、地方法人税の話になってくると、また東京対どこどこという話になりかねないし、あるいは愛知や大阪を含んだような形になりかねないですが、地方消費税に関して言えば、比較的東京都、あるいは島根あたりとの差はそんなにないと。こういったところで皆さんが合意できるわけですから、やはり地方消費税の地方の取り分の枠を増やすなど、そういうことが地方の自信をより高めていくという形になります。こういったところはやはり強く九都県市としては打ち出すべきではないかと思うところです。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

これ修文は、特にはよろしいですか。

○上田埼玉県知事

修文できるのであれば、修文していただきたい。

○座長（清水さいたま市長）

わかりました。

では、こちら事務局のほうでお預かりさせていただいて、今のご意見に沿って、詰めた表現ができるかどうか、検討をさせていただきたいと思います。

ほかにはいかがでございましょうですか。よろしいですか。

それでは、ただいまの件について、少し強調できる表現が現状の文の中でできるかどうか、事務局で協議させていただきまして、また終了までに文案を調整させていただきたいと思います。

なお、国への要望活動については事務局にご一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○小池東京都知事

しっかりと盛り込んでください。

○座長（清水さいたま市長）

しっかりとですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、しっかりと要望していきたいと思います。

5 意見交換

（1）受動喫煙防止対策の推進について

（東京都）

○座長（清水さいたま市長）

続きまして、議事の5番目、意見交換に移らせていただきたいと思います。この度、各首脳の皆様からご提案をいただいておりますので、それぞれご説明をいただきまして、その後意見交換をさせていただきたいと思います。

なお、ご説明の際に使用する資料について、ご指示をいただければ、このプレゼン用のタブレットを事務局のほうで操作をいたしますので、適宜お申しつけをいただきたいと思います。

それでは、まず初めに東京都の提案からお願いしたいと思います。「受動喫煙防止対策の推進」につきまして、小池知事からご説明をお願いしたいと思います。

○小池東京都知事

それでは、私のほうから、今回東京都といたしまして受動喫煙防止対策の推進、その条例案を公表したところでございますので、皆様方にお知らせをするとともに、九都県市においても連携して進めていければと、このように考えているところでございます。

ご承知のように、現在国におきまして働き方改革と、その後今国会、健康増進法の改正案が提出されており、今後審議に入る予定と伺っております。

そこで、都におきましては先日人に着目いたしました都独自の新しいルールを構築するということから、働く人、そして子供を受動喫煙から守るということを柱にいたしました東京都受動喫煙防止条例、この骨子案を発表いたしました。ポイントは、従業員を使用している飲食店は原則屋内禁煙、それから小中学校などは敷地内禁煙とするものでございます。国のほうで審議されている部分は、面積が中心になっているわけでございますけれども、東京都の条例案といたしましては人に着目をいたしました。そのようなつくりとなっております。

皆様方の地域におかれましても、例えば上田知事の埼玉県でも受動喫煙防止対策を実施する施設に対しての認証制度をご提案されるなど、それぞれ独自に普及啓発などに取り組んでおられるわけでございますが、ご提案したいところは、ぜひ例えば海外からの方々は、どこが埼玉の県境で、どこが東京都かわからないとか、それから2020年の東京大会で会場を有しておられるところが多いわけでございますが、そういったところでも、どなたにもわかりやすいという意味では、できるだけ共通項を持っておいたほうがいいのではないかと、このように思うところでございます。

ちなみに申すまでもなく、オリンピックのI O C、それからWHOでたばこのないオリンピックというのを共同で推進をするということに合意しております。そして、大会時に世界から多くの方々が訪れるということから、実効性のある受動喫煙防止対策を着実に進めていかなければならないということでございます。先日も平昌に行ってまいりましたけれども、屋内禁煙ということで、これは小さなお店でもそのように実施しているところを実際に見てまいりました。受動喫煙については、改めて申すまでもなく、健康に悪影響を与えるということは科学的に明らかになっておりますし、また肺がん、

それから乳幼児の突然死症候群などのリスクを高めるということでございます。

いずれにしましても、この対策、一層進めるということから、埼玉県の先ほど申し上げた認証制度のような事業者への後押し、それから都が義務づけますステッカーの店頭表示、子供への禁煙教育、そして先ほどから申し上げている共通のロゴマークの活用による普及啓発など、ぜひ皆様方と連携をいたしまして、受動喫煙防止対策を推進していく、このことを私のほうから提案をさせていただきます。資料につきましては、このタブレットのページをめくっていただければと、このように思います。

よろしく願いいたします。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

それでは、ただいま小池知事からのご提案につきまして、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

それでは、熊谷市長さん、お願いします。

○熊谷千葉市長

東京都の提案に賛同いたします。我々千葉市でも前回の議会も含めて、より実効性のある受動喫煙対策の推進に向けて、条例化も視野に検討をしてほしいという、そういう要請もいただいております。我々も従業員や、自らの意思で避けることができない未成年者、こういう労働者を守るという視点から条例化というものをひとつ研究をしておりますので、国、それから今回骨子案を発表されました東京都、こうした状況も十分見ながら、首都圏全体でお応えできるように千葉市としても努力をしていきたいと、そういうふうに考えております。何より受動喫煙についてまだまだ十分に理解をいただいていないところもありますので、健康への被害等について我々も広報努力をしていきたいと思っております。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

黒岩知事、お願いします。

○黒岩神奈川県知事

ありがとうございます。

神奈川県では受動喫煙防止対策につきまして、平成 22 年 4 月に神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例、これを施行しまして、対策をしっかりとやってまいりました。これは、松沢前知事の積極的な対策であったと認識しております。

しかしながら、本県が平成 27 年度に行った受動喫煙に関する県民意識調査によりますと、県民の 63.5%が喫煙者へのマナー向上のための普及啓発、これを県に期待するなど、更なる取組が求められているところであります。本県では、これまでも事業者への周知、指導、県民へのキャンペーンなどを行いまして、円滑な条例施行に取り組むとともに、受動喫煙防止対策の普及啓発を進めてきております。特にここ数年は、県外からの来訪者向けに、全国販売の観光情報誌や外国人向けの英語版観光情報誌に条例の情報を掲載しまして、条例の周知というものを図っているところであります。

さらに、広域的な連携としましては、毎年九都県市で共通デザインのポスターを作成し、がん制圧月間に合わせて共同キャンペーンを実施してきたところであります。ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、これを控えまして、今まで以上の観光客が首都圏を訪れますので、こういう受動喫煙防止対策について情報発信、普及啓発するということは、外国人観光客に対するおもてなしの一つの手段となるとも考えております。

小池知事ご指摘のとおり、既存の取組を活用しつつ、九都県市首脳会議として更に普及啓発にしっかりと取り組んでいきたい、そういうふうに考えているところであります。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

ほかには。

福田市長、お願いします。

○福田川崎市長

まず、東京都さんが小池知事のリーダーシップでこのような意欲的な条例案を発表されたということに、心からの敬意を申し上げたいと思います。

開催都市としてということもありますでしょうけれども、先ほどもお触れになったとおり、横浜市さんだとか、ほかの都市でも開催会場はあり、そういったところは東京都さん以外でも関係しますので、より広域的に取り組んでいくことは、とても重要だと思います。

先ほど黒岩知事が県の条例のことについてお話されましたけれども、当時私は県会議員で、あの条例をつくった担当の委員会ですとずっとやっていたものですから、すごく思い入れがあるのですけれども、ああやって屋内規制を厳しくすると、屋外でというふうになりますし、どこでたばこを吸えばいいのかということは、やはり吸われる方にとっては非常に困ることでありますので、都道府県、そして私たち基礎自治体がしっかりと連携して、必要な規制と対応について、なるべく広域的に取り組むことが重要だと思います。

川を越えたらとか、隣町に行ったら対応が違うということではなくて、なるべくこういうことは一致して、先ほどステッカーなどのお話もありましたけれども、そういったことに協力していく必要があるのではないかと考えています。提案には当然賛成です。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

上田知事、お願いいたします。

○上田埼玉県知事

東京の提案にまず賛成をいたしたいと思います。神奈川県の前行事例で、いろいろなプラス・マイナス等々の経験がありますし、この前もポスターはやはり一緒にやっていたわけですから、そういった事例と同じような形で、ロゴマークなど、これは事務局で急いでやったらどうでしょうか。極めてスピーディーに、何が本当にできるのか、一緒にやれるのか、どの部分に今まで課題があったのか。

先ほど福田市長も言われましたが、それこそ 30 階建てぐらいのビルで、今までは喫煙ルームで皆さんが喫煙できたのが、駄目になれば、大きなビルの裏側のほうで 30 人位喫煙している人たちがいるという光景だって起こり得るかもしれませんし、それもまた異常な光景だなという感じになります。やはりそういったところは、多分神奈川県などがたくさんいろんな前行事例を

持っていらっしゃると思いますので、ぜひご教示をいただいて、どうしても合わないところはともかく、共通のルールみたいなものをできるだけ合わせるということは大事なことだと思います。至急事務局でやっただらいかがかなということをご提案させていただきたいと思います。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

加山市長、お願いします。

○加山相模原市長

多分この中でたばこ吸うのは私だけだと思いますが、ただ今、神奈川県黒岩知事が言われましたとおり、受動喫煙防止条例等は松沢知事の時につくられました。そのとき、本市としましても、路上で子どもなどをたばこの害から防ごうということが趣旨で、神奈川県条例と連動して路上喫煙防止条例を定めています。この条例では、例えば市街地、駅前ですとか、ある一定のたばこを吸えない地域を指定しまして、そのかわり代替施設として、たばこを吸える空間をしっかりと駅前に確保しております。

例えば小学校、中学校の敷地内はもちろん喫煙ができない。ただ、それをどこで受けてやるかということもしっかりやらないと。それと駅前の路上喫煙防止対策ですが、たばこを吸う人はどうしてもいますから、ビルとビルの間だとか、路地にたばこの吸い殻を捨てる。また火災の問題もあります。隠れて吸ったとして、それをしっかりと消してくれればいいのですけれども、そのまま火がついたものを捨てる、そういう問題が出てきます。広域的な受動喫煙対策としての啓発事業を行うということは当然いいことだと思いますし、やらなくてはいけない。ただ、現実的に起きている裏の問題への実態対策をあわせて検討しなければ。かけ声だけだと、たばこを吸う人はどうしてもどこかで吸いたいという部分が出てきますので、そういったことをしっかりあわせてやっていただくということが大事なかなと思います。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

多くの自治体で賛同いただいているということですのでございますし、さいたま

市も路上喫煙防止条例等をつくらせていただいています。最近、特にこの受動喫煙についての要望や提案が非常にたくさん私どものところにも来ます。やはり 2020 年に東京オリンピック・パラリンピックがあるということもありますので、上田知事からもご提案がありましたけれども、できるだけ速やかにこの共通のルール化や、あるいはこれまでの反省点なども踏まえまして、より効果を上げるための対策などについて、事務方で協議をして、そしてオリンピックのその年に急にやっても多分間に合わないと思いますので、できるだけ早く取り組んでいける体制を整えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○座長(清水さいたま市長)

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

○上田埼玉県知事

3 か月ぐらいでとりあえず、報告をしていただきたい。

○座長(清水さいたま市長)

それでは、3 か月ぐらいで中間報告ができるような状況をつくってほしいということですので、事務方のほう、それに向けて頑張ってくださいということですのでよろしいでしょうか。そのようにさせていただきたいと思います。

(2) 子ども医療費の助成制度の創設について

(千葉県)

○座長(清水さいたま市長)

それでは、続きまして千葉県のご提案でございます「子ども医療費の助成制度の創設」についてご説明をお願いします。

本日は、高橋副知事からお願いをしたいと思います。

○高橋千葉県副知事

ありがとうございます。

千葉県からは、子ども医療費の助成制度の創設について国に要望することを提案させていただきたいと思います。

子供は社会の希望であり、日本の未来を担う宝でございます。そのため

供たちが健やかに生まれ、夢と希望を持ちながら元気に育つことができるよう、社会全体で支える必要があります。

子供の医療費助成制度は、現在、全国の市町村で実施され、全ての都道府県がこれを支援しているところでございますが、助成の対象となる年齢や医療費の窓口負担額など、制度の具体的な内容は自治体の財政事情等により異なるため、保護者にとって不公平感や不満が生じる状況となっております。

全国どこに住んでいても、同じ保障のもとで安心して医療を受けることができる基盤づくりを、国が責任を持ってしっかりと進めていくことが必要でございませう。

今回、国に対しては、現物給付方式による子ども医療費助成制度を、国の責任において創設するよう要望したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

ただいま千葉県から子ども医療費の助成制度の創設についてということでご提案がございました。

これらについて何かご意見はございますでしょうか。

熊谷市長、お願いします。

○熊谷千葉市長

千葉県の提案に賛同でございます。我々も以前から国への要望、録本ですとこの件について要望を重ねてまいりましたので、大いに賛同するものがあります。

我々千葉市の場合は、森田知事と千葉県がご英断いただいて、以前は定額で、ほかの市が2分の1県から補助を受けているのに対し、我々は1億円だけの定額負担だったものが、この間6分の1、そして4分の1へと改善をいただいたことは大変ありがたいというふうに思っておりますけれども、それでもやっぱり一般市2分の1に比べると、我々4分の1ということで、非常にこの助成対象の拡大だったり自己負担額を低減するに当たっては、財源としても大変苦慮しているところが実態でございますので、そういう意味ではこれはおっしゃったとおり、どこに住んでいても医療を受けられる権利とい

うのは本来同じであるべきだというふうに思いますので、国のほうでこういう全国統一の制度創設に向けた検討は要請していくことに大いに賛同するものでございます。

以上です。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

黒岩知事、お願いします。

○黒岩神奈川県知事

ありがとうございます。

神奈川県も千葉県のご提案に大賛成であります。本県におきましても、子育て世代の経済的負担軽減をするために、市町村が実施します小児医療費の助成に対して経費の一部を補助しております。ただ、本県市町村にあっても、千葉県ご指摘のとおり補助対象年齢や自己負担額に差が見られるというのが現状であります。小児医療助成制度というものが医療にかかわるセーフティネットとして必要不可欠なものでありまして、全国統一の制度とするという事で地域間の格差が解消されるということだと考えております。

ただ、現在国は自治体が独自の医療費助成、これを行う場合、国民健康保険の国庫負担金、これを減額するというペナルティーを科しているのであります。今年の4月からは未就学児までを対象とする医療費助成についてはこの減額措置の対象外とされましたけれども、未就学児だけでなく就学後についてもこの減額措置を速やかに廃止する必要があると神奈川県は考えております。ですから、国に小児医療費助成制度の創設を求めるとともに、この地方単独医療費助成制度の実施に伴う国保の国庫負担金の削減措置についても、九都県市として直ちに全面廃止するということを要望すべきだというふうに考えております。

以上です。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

高橋副知事、お願いします。

○高橋千葉県副知事

ご指摘の点につきましては、千葉県としても重要な課題と認識しておりますので、要望文に盛り込んでいきたいと考えております。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

小池知事、お願いいたします。

○小池東京都知事

ありがとうございます。

国が現物給付方式ということで創設されるならば、それは全国一律にこの医療費の負担軽減が受けられるということでございます。少子化対策、様々ありますけれども、有効な措置であると、このように考えて賛成させていただきます。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○座長（清水さいたま市長）

それでは、千葉県のご提案の子ども医療費の助成制度の創設については、皆さんご賛同いただいたということで、ご提案をしました千葉県さんに国へのご提案をよろしくお願ひしたいというふうに思います

（3）定期借地制度を活用した国有地の有効活用について （千葉市）

○座長（清水さいたま市長）

それでは、続きまして、千葉市のご提案でございます「定期借地制度を活用した国有地の有効活用」につきまして、熊谷市長からご説明お願ひしたいと思ひます。

○熊谷千葉市長

千葉市からの提案であります。何ページかめくった後のこのA4のパワーポイントの資料で少しご説明させていただきたいと思ひますが、定期借地制度を活用した国有地の有効活用について、対象範囲の拡大を要請するという内容になっております。この高齢者施設に関しては、国有地の定期借地制度

における 10 年間の貸付料 5 割減額という措置がありまして、土地代の高い都市部では用地確保の大変有効なツールになってきているところであります。

しかしながら、これが介護施設のみという状況になっておりまして、同じく求められる社会保障であります保育所など、また障害福祉サービスの事業所においては貸付料減額の優遇措置の対象外となっております。

次のページに我々本市の現状と事例というのをご紹介させていただいておりますが、真ん中の部分で、我々国有地を活用して、特別養護老人ホーム、障害福祉サービス事業所、認可保育所、これを複合的に事業者を整備をしていただいたわけでありまして、特別養護老人ホームの部分には貸付料の減額優遇措置があるのに対して、保育所、そしてまた障害福祉サービス事業所には優遇措置がないという状況になっております。もちろん介護施設のこうした優遇措置というのは大変大きな効果を発現しておりまして、この点についても平成 32 年度末までの時限措置となっておりますが、この措置の延長が必要と考えております。

また、あわせて首都圏共通の課題であります待機児童の解消に向けた保育所の整備、そして障害者の地域生活を支援するための障害福祉サービス事業所の整備というの、これも毎年千葉市だけでも年間約 370 人ずつ増加する見込みでございますので、こうした観点に立ちまして、4 の要望事項にまとめておりますけれども、国有地の定期借地権による貸付に関して、保育所及び幼保連携型認定こども園、障害児通所支援事業所並びに障害福祉サービス事業所の施設整備においても貸付料減額の優遇措置を適用すること、そして平成 32 年度末までの時限措置である現行の貸付料減額の措置を延長することを国に求める提案でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございました。

ただいまの千葉市の定期借地制度を活用した国有地の有効活用についてのご提案について、ご意見いかがでしょうか。

福田市長、お願いします。

○福田川崎市市長

本当に心の底から大賛成といいますか、本当に困っておりまして、保育所

もそうですし、障害福祉サービス事業所もそうなのですが、保育所などが必要なところには土地がもうないというところで、その分土地代も高くなって、高騰してきていることが大きな障壁になって、参入事業者も非常に減ってきています。ですから、こういうことを活用していただけるようになると、首都圏全体で大きなメリットになるのではないかと思います。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

皆さん基本的には賛成ということでございましょう。さいたま市も全く千葉と同じ事例がありますし、またこれグループホームなども入るのですか。特にグループホームなども含めて非常に賃料が高くて、採算とれなくて、できないという状況がございまして、こういった制度を活用させていただければ、かなり進んでくるのではないかという、私も期待を持っております。私どもも大いに賛同をさせていただきたいと思っております。

それでは、皆さん賛同ということでございまして、首脳会議としての賛同ということで、また千葉市さん、よろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございます。

（４）子どもの歩行中の交通事故の防止に向けた取組について（川崎市）

○座長（清水さいたま市長）

それでは、続きまして川崎市からのご提案でございまして「子どもの歩行中の交通事故の防止に向けた取組」について、福田川崎市長さんからご説明をお願いしたいと思います。

○福田川崎市長

川崎市からの提案でございましてけれども、子どもの歩行中の交通事故の防止に向けた取組につきまして、九都県市共同による研究を提案するものでございます。内容につきましては、川崎市提案参考資料とあります資料でご説明をさせていただきます。

初めに、1の全国の歩行中の交通事故の発生状況でございましてけれども、歩行中の交通事故の死傷者は、小学1、2年生に当たります7歳児が際立つ

て多い状況でございます。平成 24 年から 28 年までの 5 年間平均では、約 1,600 人と年齢別で最多となっております。この数値は、成人の各年齢と比較すると 2 倍前後となっております。高齢者と比較しても多い状況でございます。また、平成 19 年以降、小中学生の歩行中の死傷者数は各学年とも大幅に減少しておりますけれども、小学校低学年の割合が高いという傾向は、変わっていない状況でございます。

次に、ページ下段の子どもの歩行中の交通事故に関する国の動向についてでございますが、このような状況を受けて、警察庁が平成 29 年にまとめた資料においては、歩行者として必要な知識等を習得させる交通安全教育や、街頭における保護誘導活動、交通事故実態分析に関する情報提供などを推進するものとされております。

次に、2 の交通事故の防止に向けた取組ですが、川崎市におきましては、事故の割合が高い区域や学校周辺の安全確保等に向けた取組として、新入学児への啓発を含めた全国交通安全運動や、ゾーン 30 などの県警等と連携した交通安全対策の実施、通学路安全対策会議の各区での開催、そして通学路電柱巻付の設置などに取り組んでおりますけれども、子どもの歩行中の事故防止に向けた取組は、特に交通量の多い首都圏において、安全・安心な子育て環境を確保していくために必要不可欠な取組であり、広域的な共通課題であると認識しております。

つきましては、3 の九都県市共同研究にありますとおり、九都県市共同研究として子どもの歩行中の交通事故の防止に向けた現状と課題を共有するとともに、国、都県、市町村との連携など、先進的な取組事例を調査研究して、首都圏における交通事故の防止策を検討することを提案するものでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

ただいま福田川崎市長さんからご提案のありました、子どもの歩行中の交通事故の防止に向けた取組について、ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○座長（清水さいたま市長）

これは、賛同という意味でということだろうと思います。いろいろデータ見ても、1、2年生が非常に多いようでありまして、もう自転車よりもむしろ歩いている1、2年生が危ないという状況でありますので、共通で課題を抽出しながら、対策の強化を首都圏で取り組んでいければと思います。

それでは、これは皆さん賛同いただいたということで、今後進めさせていただきたいと思います。

(5) 都市農業の振興に向けた取組について

(埼玉県)

○座長（清水さいたま市長）

それでは、続きまして、上田埼玉県知事からのご提案でございますが、「都市農業の振興に向けた取組」についてでございます。

上田知事、ご提案よろしくお願いたします。

○上田埼玉県知事

ありがとうございます。

それでは、資料のところを見ていただきたいと思います。絵が入っているところで、九都県市は多くの都市農地が存在しています。平成28年度の市街化区域内の農地面積が川崎市の面積とほぼ同じで、1万4,000ヘクタールになっていますが、このうち生産緑地面積が5割強の7,500ヘクタールで、生産緑地の割合は全国に比べて高くなっております。

都市農地は、かつて宅地などの予定地とみなされていましたが、現在では都市にあるべきもの、ぜひあってほしいというような思いも現実にあります。新鮮な農作物の供給、防災空間の確保などの役割も期待されております。

一方で、2022年には全国の生産緑地の約8割が指定期間である30年を経過し、都市農地が一斉に宅地化されてしまうおそれがある、いわゆる「2022年問題」が懸念されております。

そのため国は平成29年に生産緑地法を改正して、生産緑地の税制優遇を10年ごとに延長できる特定生産緑地制度を創設しています。さらに、生産緑地の円滑な貸借を可能とする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」が

通常国会に提出されて、審議中でもございます。地価の高い首都圏の都市部で農業者が営農を継続するには、こうした税制優遇などの動きを理解し、活用して、6次産業化などの付加価値の高い農業を展開していくことが鍵になるのではなかろうかと思えます。また、人口流入に伴い宅地に近接した農地が多いために、地域住民の理解を得ながら営農を行う必要もございます。

そこで、検討会を設置して、次のような取組を行うことを提案したいと思えます。まず、都市部の農業者に対する税制優遇制度や6次産業化を支援する補助制度などの支援策の周知です。農業者が必要な制度を活用できるよう、効果的な周知方策を検討してはいかがかんと思っております。

次に、地域住民の都市農業に対する理解の促進です。あちらがいいなということではなくて、やはり九都県市の間では相互に交流人口が相当数あることから、共同で広報に取り組むことにより、相乗効果が期待できるのではなかろうかと思っております。

最後に都市部の農業者に対する支援制度の充実に向けた国への要望でございます。単独でも毎年要望活動を行っていますが、九都県市の連名で要望することで、国に対して一層強くその必要性を訴えることができるのではなかろうかと思っております。

こうした取組を九都県市が共同して行うことで、首都圏の都市農地の保全と都市農業の振興というものを確保していける、あるいはまたそれを一定程度守っていけるのではないかと思っております。

何となく「農地は優遇されていいな」という都市住民からの見方がないわけではありませんが、多面的な機能を持っていることも事実でありますので、そこはしっかりご理解をいただきながら保全すべきものは保全していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございました。

ただいま上田知事からのご提案のありました都市農業の振興に向けた取組について、皆さんからご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょう。

小池知事、お願いします。

○小池東京都知事

結論から申せば賛成でございます。そして今、上田知事も多面的機能を有しているというお話がございました。それは、まさしく地産地消という観点、それから環境の保全、防災、それから都では、都が買い取った生産緑地を活用して高齢者の技術指導を受けるということで、それで高齢者のやりがいであるとか、元気を確保するとか、シニア向けのセミナー農園なども開設を予定しておりまして、農地の保全、そして担い手の確保ということで取り組んでおります。九都県市で共同して国に対してこのように提案するという事には賛成でございます。

私も練馬で、自分で大根を育てておりまして、お漬け物をつくったりとか、やっぱり土に触れてみるということは食育という観点からも、子供たちにとっても教育の面で有効ではないか。最近の子供たちというのはお魚が、ママさんだっって魚をさばけないでしょうし、それからニンジンに葉っぱがついているというのを知らない子供とか、そういうことを考えますと、身近なところで農業がある、緑があるということは極めて重要、九都県市にはふさわしいテーマではないかと、このように思います。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

加山市長さん、お願いします。

○加山相模原市長

埼玉県、神奈川県もそうなのですけれども、圏央道ができ、その圏央道周辺というのは、東京都心から 40 キロ圏に大体位置しています。その地域というのは、農振農用地域や生産緑地が多く点在するエリアだと思います。今後、いわゆるものづくりですとか、色々な面で経済的な効果がある土地利用ということを考えますと、この農地を工業系だとか、また住居系に変えていくということも必要なことであります。しかし、農業政策を色々な視点から考えますと、国民への食料の供給、自然環境の役割など、多面的に大変重要だと思っており、地方自治体が土地利用の実際に即して総合的に利用できる法的な体制ものもあわせて進めていただければなど、このように思っております。

本市には圏央道相模原インターチェンジができました。我々の地域は、日

本でも有数のものづくり企業が集積している地域です。そのインターチェンジができたということの中で、今申し上げたように、そこでも農地利用がされているところもありますが、色々な複合的な利用をしたほうが良いという面もあります。特に人口減少社会が今進んでいる中で、本市のインターチェンジができたエリアというのは、市の北部、山梨県側に位置してしまっていて、その多くは農業、湖、山林などそういう土地利用、またそのために関連して生活をしてきたという現状があります。ところが、非常に環境が変わったほか、人口も減少してきた。なかなか農業だけを生業として生きていくことができない。これは当然ですよ。働く場の創出が重要です。

我々の大きな問題としまして、人口減少に対して地域定住者をどう増やすのか。それは簡単な話で、働く場、それと自然、農用地をどのようにうまく組み合わせるかだと思います。

今、国のほうに、土地利用のあり方について、やはり自治体にある程度権限を与えていただけないかと、再三申し入れをさせていただきましたけれども、なかなか実現しない。本市では大きな80ヘクタールの土地において、定住者、農業を守り、加工、流通、製造も含めた6次産業化の企業誘致を検討しています。首都圏は大消費地ですから、そういう需要に対応できるのです。80ヘクタールの整備については、農地保全や農生産物の拡大について民間企業と連動して計画づくりをしていますけれども、株式会社も参入できる規定になりつつありますので、具体的計画をつくって実行しなくてはなりません。今、大手企業からもたくさん参入希望があります。

そういったことを踏まえまして、国も今まで農業だけに限定した土地利用しか駄目だといったものを、複合的にできることでこの首都圏、特に圏央道に面したところが日本の創生、復興、再生、こういったものにも非常に役立つ地域になってきたというふうに思っております。そういう現実的なものを含めた農用地、農振地域、また生産緑地のあり方、こういったものを考えるように九都県市のほうで研究していただきまして、ぜひ国に対しまして必要な法改正をしていただきたい。また、さっき冒頭にありましたようなものにも結びつけていただきたい、そんなふうに思っておりますので、どうか研究を進めていただきたいというふうに思います。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

（異議なし）

○座長（清水さいたま市長）

それでは、皆さん賛同いただいたということで、九都県市全体で取り組むことと、あとあわせて国への要望というのをセットで取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（6）高校生等への修学支援の更なる充実について （相模原市）

○座長（清水さいたま市長）

それでは、続きまして、相模原市さんの提案「高校生等への修学支援の更なる充実」について、加山市長さんからご提案をお願いしたいと思います。

○加山相模原市長

それでは、相模原市から高校生等への修学支援の更なる充実につきまして、国に要望することをご提案させていただきたいと思っております。

参考資料をご覧くださいと思います。現状の1、子どもの貧困率でございますが、国民生活基礎調査によりますと、子どもの貧困率につきましては平成27年度時点で13.9%、子どもの7人に1人、これが貧困の状況にあると言われていただいております。貧困は子どもの学力、そして成長に影響を及ぼす可能性があるとともに、いわゆる貧困の連鎖、これが一般的に指摘をされているところでございます。

次に、現状の修学支援の状況でございますが、（1）の授業料につきましては、国の高等学校等就学支援金のほか、各都道府県の取組によりまして、世帯年収の条件はいろいろありますが、実質的な無償化が行われているところでございます。

一方、（2）の授業料以外につきましては、低所得世帯を対象といたしました高校生等の奨学給付金がありますが、下の表の下段にありますとおり、保護者の負担は依然として大きな状況となっております。

次に、参考資料の次のページをご覧くださいと存じますが、こうした

現状を踏まえまして、相模原市では本年度新たに給付型の奨学金制度というものを創設させていただきました。この給付型奨学金につきましては、入学のための支度金といたしまして2万円、修学資金としまして年額10万円を給付するものでございまして、給付対象につきましては生活保護の受給世帯を除きます市民税所得割額の非課税世帯でございます。これは、成績にかかわらず、学習意欲のある全ての生徒を対象とさせてもらう制度でございます。

また、この給付型奨学金など、子どもの貧困対策や学力保障、子育て支援、そして若者の自立支援等の事業を長期的、また安定的に進めていくために、議会の承認をいただきまして、「相模原市子ども・若者未来基金」というものを設置させていただきました。市民また多くの企業から幅広く寄附を募っているところでございます。

中段の下段をご覧いただきたいと存じます。ただいま説明をさせていただきましたとおり、子どもの貧困対策につきましては、国や自治体によりまして様々な取組がされているところでございます。高校生等奨学給付金につきましては、国によりまして毎年給付額の見直しが行われているところでございますが、依然として保護者の負担が大きいという状況にあります。

また、自治体独自で実施をしております奨学金制度につきましても、継続的に事業を実施するためには、各自治体におきまして財源の確保、これが課題となっております。そこで、このような課題を解決いたしまして、家庭の経済状況に左右されず修学できますよう、次の事項を国に要望させていただきたいと、このように考えております。

1つ目といたしましては、高校生等奨学給付金の給付額の増額、そして給付対象者の拡大を行うとともに、全額国庫負担により実施していただきたいということでございます。

また、第1子、第2子以降の区別がなく、同額の給付額とすることも要望させていただきたいと、このように思っております。

2つ目といたしまして、高校生等奨学給付金の不足を補うため、各自治体で実施をしております給付型奨学金制度に対しまして、国が財政支援を行っていただきたい。この2点を要望させていただきたいと相模原市からご提案をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

す。ありがとうございました。

○座長（清水さいたま市長）

加山市長、ありがとうございました。

ただいま相模原市さんからご提案のありました高校生等への修学支援の更なる充実について、何かご意見等はございますでしょうか。

黒岩知事、お願いいたします。

○黒岩神奈川県知事

相模原市のご提案に賛成であります。特に私立高校の教育費負担、これが非常に大きいものがありまして、本県では今年度から県内私立高校の平均授業料約43万円まで補助する県の学費補助制度の対象世帯を年収約590万円未満の世帯まで拡充して、国の私立高校授業料の実質無償化の方針を前倒して実施したところであります。

しかしながら、私立高校では施設費等の負担が大きいことから、授業料以外の支援策である奨学給付金のより一層の充実、これが必要だと考えております。私立高校だけではなく、やっぱり高校生の奨学給付金の拡充、これを働きかけていくのは非常に大事なことだと思いますので、一緒に共同歩調でやっていきたいと考えています。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

（異議なし）

○座長（清水さいたま市長）

よろしいですか。賛成ということでございますね。

それでは、相模原市さんからのご提案について、九都県市首脳会議としても賛同し、要望していきたいと思っておりますので、加山市長、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

（7）介護人材の更なる確保に向けた取組の推進について （横浜市）

○座長（清水さいたま市長）

それでは、続きまして横浜市さんからのご提案でございます「介護人材の

更なる確保に向けた取組の推進」について、荒木田副市長さんにご説明をお願いしたいと思います。

○荒木田横浜副市長

清水座長、ありがとうございます。

それでは、横浜市の提案、介護人材の更なる確保に向けた取組の推進について、参考資料を使ってご説明をさせていただきます。

現状についてですが、後期高齢者数や要介護認定者数が増加して、介護人材が慢性的に不足しているということは各都市共通の深刻な悩みだと考えております。上の右側の表にありますように、厚生労働省の推計によりますと、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を合計すると2025年には約11万人もの不足が見込まれております。また、中段の表にありますように、介護職員の賃金の水準は依然として低い中、関東大都市圏の家賃は全国平均の約1.4倍と最も高く、都市部における住居費の負担が大変大きくなっております。

こうした中で、法改正に伴い、養成学校の卒業者に国家試験が義務づけられました。下の図をご覧ください。これまでは養成学校を卒業して、介護職場で5年間従事すれば継続して資格が付与されていましたが、34年度以降からは国家試験に合格しなくては介護福祉士になることができなくなります。

次のページをご覧ください。こうした現状におきまして、今年度新たに始める横浜市の独自の取組をご紹介します。左の住居借上支援事業ですが、UR等の大規模団地の空き室を活用いたしまして、新たに雇用する介護職員の住居を確保する法人に家賃の一部を補助いたします。

次に、右の外国人留学生受入支援事業ですが、海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費を補助し、更に日常生活等の支援も実施いたします。これらの取組を進めることで、横浜市における介護人材の確保を期待するものですが、自治体個々の取組だけでは抜本的な解決は難しい状況にあります。

現状を踏まえた課題を整理いたしますと、中段の枠囲みにあります4つが挙げられます。まず、介護職員の賃金水準が他産業と比較して依然として高い水準とは言えないこと、2つ目ですが関東大都市圏における住居費の負担

が大きくなってきていること、3つ目は介護福祉士国家試験の合格率は上昇傾向にはありますが、約3割は不合格となっていること、最後に外国人の留学生は34年度以降国家試験に合格しなくては介護の在留資格が得られず、帰国しなければなりません。

横浜市の担当者がベトナムを訪問いたしまして、ハノイなどベトナムの市や大学と意見交換をいたしましたところ、ベトナムの看護学生に対しては多くの国からオファーがあるとの報告を受けております。外国人介護人材の確保についても、国際的な競争が始まっていると感じております。

介護人材を確保するためには、介護の質を担保しつつ、34年度以降も外国人介護人材の参入が図られるよう、横浜市として経過措置期間の延長についても必要なのではないかと考えておりまして、国におきましても様々な検討をいただきたいと思っております。

そこで、国に対して3点提言をしたいと思っております。1点目は、介護職員の更なる処遇改善でございます。2点目は、地域医療介護総合確保基金等による介護職員住居借上げ支援制度を創設し、介護人材の確保と定着支援をより一層推進すること、3点目は、外国人介護人材の確保も視野に入れ、介護福祉士の資質の担保を図るための育成支援を充実させるとともに、試験の回数を増やすなど、介護福祉士の資格が取得しやすくなるよう制度を見直すことです。

介護人材の確保は急務の課題です。増え続ける介護需要に対応し、介護が必要になっても安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、ぜひ九都府市の皆様とともに取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○座長（清水さいたま市長）

荒木田副市長さん、ありがとうございました。

ただいまの横浜市さんからのご提案について、何かご意見はございますでしょうか。

それでは、小池知事さん、お願いします。

○小池東京都知事

横浜市さんのご提案、まさに喫緊の課題でございます。ご指摘、この中の

表にもございましたけれども、2025年、いわゆるベビーブーマーの皆さんが後期高齢者に差しかかるという節目の年でございますけれども、ここの表でも示されているように、東京都では3万5,751人足りないという数字予測で出ているわけがございます。都といたしましても、高齢者保健福祉計画で、この介護人材対策の推進というのが一番の重点分野の一つに掲げ、そしてまた介護職員宿舎の借り上げ支援など、様々な対策を講じているところでございます。

そこで、国レベルの深刻な問題でもございますので、今回のこのご提案について賛同するものでございますし、それによって介護の質を確保しながら、介護人材の確保という大きな課題に九都県市で取り組んでいただければと、このように共同して考えるところでございます。

○座長（清水さいたま市長）

黒岩知事、お願いします。

○黒岩神奈川県知事

横浜市のこのご提案は非常に重大な問題だと受けとめています。本県でも、この介護人材を確保するためにいろんなことやっているのですが、まずは介護の現場に光を当てることが大事だろうということで、介護の仕事のすばらしさを広くアピールするための「かながわ感動介護大賞」というものを作っておまして、介護を受けたことによって、ありがとうという言葉、気持ちを伝えるための作文を募集して、そしてその応募した人と、その介護を实际やった人と両方を表彰するというようなことをやっていたりします。

それから、今の介護保険制度というのは、頑張って介護レベルが向上したとなったときに逆に国から来るお金が減ってしまうという、そういう仕組みになっていると。それは、やっぱり変えていこうという中で、「かながわベスト介護セレクト20」といったものを実施しております。これは、要介護度の改善とか維持、そういう成果を上げたところ、あと人材育成、処遇改善、成果を上げた介護サービス事業所に、これを選びまして、1事業所に100万円を差し上げるというふうな制度をとっているところであります。

様々やってはいるけれども、外国人の介護労働者、人材確保というのも非

常に重要な課題だと思えます。これは、E P Aという仕組みはありますけれども、これは日本語で国家試験を通らなければいけないという非常に高いハードルがある。その中で、神奈川県はこの日本語の支援といったことを県が独自にやっております、全国平均からすればこの神奈川県内のE P Aの介護福祉士候補生、看護師候補生の合格率というのは非常に高い数字になっているということはあるのですが、しかし余りにもハードルが高過ぎると。こういうことで、余り皆さんが一生懸命やりながらも報われないという思いの中で母国に帰られると、むしろ日本に対して余りいいイメージを持たないまま戻られるということになると非常にまずいことになるということで、我々はいろんな支援をしている中で、試験が終わって発表するまでの間に、実は神奈川県独自でパーティーをやっているのです。皆さん集まっていただいて、そしてその候補生の皆さんと、それを預かってくださった介護事業所の皆さんと一緒に集まって、ベトナム、フィリピン、インドネシア、この大使、公使等が来られて、一緒になってパーティーをやるというふうなこと、私も必ず参加するのですけれども、そういうことも実はしてはいるのですけれども、やはりこの外国人介護人材をもっともっと活用するというの中では、様々な知恵を絞っていく必要があるなというふうに考えておりました、横浜市のご提案、大賛成であります。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

加山市長、お願いします。

○加山相模原市長

2025年問題は大きな問題であり、将来的に言いますと超高齢社会ですから、当然横浜市さんがご提案されたことに賛成でございますし、国に早急にこういう改善、対策を講じていただきたいと思っております。

黒岩知事もお話されましたように、介護職員はやりがいがあることを多くの市民に理解をしてもらう。それで人材不足については、今環境の改善ですとか、資格試験の問題だとか、生活のための生活費の保障だとか、色々な問題が具体的に提案されているわけですから、こういうことで人材不足をすぐ

解消していかなければ。もう人材確保なんていうことは、日本の場合は少子化時代ということも含めまして、先が見えなくなってくるわけですから、これは強く国に要望して、国策としてしっかり取り組む、こういう姿勢をしっかりと持っていただくようにご要望いただきたいなと思っているところでございます。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

上田知事、お願いします。

○上田埼玉県知事

介護の現場はまさに地方にあって、その介護人材の報酬は国が決めるという仕組みになっています。このことが一番のポイントです。結果的に他の業種と比べて安いというのがもう致命傷ではないでしょうか。だから労多くして報われない。こういう基本的な課題があるので、ここをやはり突破しないことにはどうにもなりません。これはやはり国を挙げて考えていただかないと駄目だというふうに強くアピールしたほうがいいのではないかなと思います。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

福田市長、お願いします。

○福田川崎市長

賛同でございます。横浜市さんが外国人留学生の受入れ支援について、このように意欲的、先進的にやられているということにびっくりしましたし、すごいなと率直に思いました。国への提言案の3番にあるように試験回数を増やすなど、仕組み自体を改正しないと、せっかくのこういう取組が生きてこないということだと思いますので、国にもしっかりと行っていくべきだと思います。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○座長（清水さいたま市長）

今、地方自治体にとって、保育士と福祉関係、介護関係の職員の確保というのは、これは本当に皆さん共通のテーマであるし、大きな課題であると思います。横浜市さんからの提案、非常にすばらしい提案だと思っておりますので、九都県市首脳会議の提案として国に強く働きかけをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（８）中小企業等へのテレワークの導入促進について （神奈川県）

○座長（清水さいたま市長）

それでは、続きまして神奈川県からのご提案でございます「中小企業等へのテレワークの導入促進」についてでございます。

黒岩知事からご提案をお願いいたします。

○黒岩神奈川県知事

それでは、お手元の神奈川県資料をご覧くださいと思います。

中小企業等へのテレワークの導入促進について、まず提案の背景でありますけれども、企業が集中しています首都圏では都県を越えた通勤者が多いということです。神奈川県の場合には、全国で1番ということになっています。大阪府、愛知県などの大都市圏域と比較しても、これは通勤時間が長いと。そのためにワーク・ライフ・バランスの実現でありますとか、出産、育児期の女性の就業継続、これを妨げる一因となっております。こうした状況の改善には、いわゆるテレワークの活用というものが非常に有効であると考えます。

しかしながら、企業におけるテレワークの導入状況を見ますと、平成28年においても13.3%、非常に低い水準に留まっております。その下の従業員規模別テレワーク導入状況、これを見ますと、やはり従業員数が少ない企業ではなかなかこの取組が進んでいないという、そういう現状があります。

このような中、企業、特に中小企業においてテレワークの導入が進めば、労働者のワーク・ライフ・バランスの推進とともに、企業の生産性向上などが期待できると考えております。

そこで、2の要請内容であります。中小企業等のテレワークの導入促進に向けて、次の事項を提案したいと考えています。テレワークへの理解を深め、企業の状況に応じてテレワークの導入を進めること、その際サテライトオフィスの活用、これも積極的に検討すること。なお、テレワークの導入に当たっては、国のガイドラインを参考にして適正な職場環境づくりに取り組むこととともに、従業員に対して十分に周知し、積極的な活用を働きかけること。これらを多くの中小企業等が加入している首都圏の経営者団体に対して要請するといったことについてご賛同いただきたいと考えています。

以上です。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございました。

ただいまの神奈川県からのご提案、中小企業等へのテレワークの導入促進については、経済団体に対しての要望、要請ということになるんだろうと思いますが、これらについて何かご意見等はございますでしょうか。

小池知事、お願いいたします。

○小池東京都知事

賛同いたします。2012年のオリンピック・パラリンピックが開かれたロンドン大会のレガシーは何かというと、幾つもあるのですが、テレワークだという人が結構います。テレワークを徹底することによって働き方を変えていくと同時に、大会開催中はロンドンの市内に来るなということによって徹底したということを経験したことをロンドン市長を務めたボリス・ジョンソンさんからも直接聞いたところであります。

これは、働き方改革につながるということとか、生産性を上げるということにもつながってくる。ちなみに、東京都におきましては従業員30人以上の都内の企業におけるテレワークの導入率は、現在は2017年で6.8%なのですが、これを2020年度までに意欲的な数字、チャレンジングなのですが、35%まで引き上げるという目標を新たに設定いたしております。そのために、今のお話ですけれども、国と連携しながら、相談、情報提供などワンストップで行うような、これ東京テレワーク推進センターと呼んでいるのですけれども、これを運営することによって、モデル事例の検証であるとか体

験型のセミナーを開催するなど、後押しをしているところでございます。

東京商工会議所と働き方改革の推進で協定を締結するなどの方策をとりながらも、小さな事業者でもこのテレワークを推進することが、むしろ小さな事業所だからこそ有効に生かせるのではないかと。ぜひそのことを進めていく、九都県市で声を上げていただければと、このように思います。

それから、改めて同時に東京大会のときは、人の流れ、それから物の流れなどをいろいろご協力いただかなければならない点がございます。その一環として、ラジオ体操の動画を皆さんおつくりいただいて、お寄せいただきまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。これも健康増進ということもさることながら、7月24日から9月6日までの大会期間中、特にこれをいろんな職場で一斉にやっていただくことによって、その期間を体で覚えていただくという、そのために始めたものでございます。また引き続きご協力のほどよろしく願い申し上げ、その一つのツールとして、強力なツールとしてのテレワーク、ぜひとも定着するように全体でお勧めいただければ大変助かります。ありがとうございました。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

（異議なし）

○座長（清水さいたま市長）

今、既にいろんな自治体でテレワークへの取組を始めているところもあると思いますが、うちではこういう取組をやって比較的うまくいっているとか、こういう課題があるとか、そういった事例がありましたら、ちょっとご紹介もいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。特にありませんか。

いずれにしましても、このテレワークの推進については、経済団体に対する要望、要請ということで、九都県市首脳会議として行いたいと思っております。またあわせて、それぞれの自治体でも今、テレワークの取組を始めているところであろうと思いますけれども、またそういった取組もあわせてやっていくことで、より効果が上がってくるのかなと思いますので、よろしく

お願いしたいと思います。

それでは、首脳提案についてはこれで大体お話ししていただきました。

6 その他

(1)「ちばアクアラインマラソン2018」について (千葉県)

○座長(清水さいたま市長)

続きましては、その他ということでございますけれども、千葉県さんから「ちばアクアラインマラソン2018」について発言の申し出がございますので、高橋副知事からご説明をお願いしたいと思います。

○高橋千葉県副知事

お時間いただきましてありがとうございます。

千葉県では、10月21日の日曜日に4回目となる「ちばアクアラインマラソン2018」を開催いたします。ランナーエントリーは4月13日から開始しておりまして、フルマラソン、ハーフマラソン、車椅子ハーフマラソン、合わせて1万7,000人のランナーを5月8日まで募集しております。東京湾アクアラインがコースに含まれ、360度海と空の大パノラマの中を走る爽快感を味わい、楽しんでいただける大会でございます。千葉県としても、訪れる方々を最高のおもてなしでお迎えしたいと考えております。

なお、大会当日は、午前8時30分から午後1時30分まで、東京湾アクアラインの通行を止めさせていただくことになります。交通規制の実施に当たりましては、高速道路上の表示やメディアを通じて、事前のお知らせを十分に行います。ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○座長(清水さいたま市長)

ありがとうございます。

今のちばアクアラインマラソンについて、何かございますでしょうか。

黒岩知事、お願いします。

○黒岩神奈川県知事

アクアラインマラソンの宣伝があったので、私たちも言うておかなければいけないなと思って、その翌週に、10月28日ですけれども、横浜マラソン

があります。これは、最後は山下公園エリアに入ってくるという、物すごい歓声のところになだれ込んできますので、ぜひこちらもご参加いただきたいと思います。これは、私自身もフルマラソンに参加いたしますので、森田知事にアクアラインマラソン出ないのかと聞いたら、俺は砂浜しか走らないのだと言っていましたから、夕日に向かってしか走らないのだとかわけのわからないこと言っていましたけれども、私は走りますので、横浜マラソンと、それからちばアクアラインマラソン、ともに盛り上げていきたいと思います。ありがとうございました。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございます。

では、横浜市さん。

○荒木田横浜副市長

知事、宣伝いただきましてありがとうございました。

横浜マラソン、もともと手づくりのマラソンからスタートいたしましたが、フルマラソンにいたしまして、市民の皆様大変ご協力いただき、各休憩所でいろんな横浜の美味しいものなどもお配りしています。横浜マラソンに参加してよかったなという思いを持って帰っていただけるように一生懸命盛り立てておりますので、ぜひ横浜マラソンにもご注目いただけたらと思います。どうもありがとうございました。

○座長（清水さいたま市長）

ありがとうございました。

せっかくでございますので、さいたま市からも、さいたま国際マラソン、今年で4回目ということになりますが、今年は12月9日の日曜日に開催されます。女子のエリートの大会と市民マラソンが合わさった形で行われるということで、今までコースが非常にハードだというふうに言われておりましたけれども、後半はかなり緩やかなコースを設定することができましたし、実業団の駅伝大会と少し日程をずらさせていただいたので、こちらのほうにもたくさん出場していただけるのではないかと考えております。多少ハードなコースでございますけれども、我こそはと思う方はぜひご参加いただきたいと思います。

ちなみに私も、去年は出なかったのですが、今年は2回目でございますけれども、フルマラソンチャレンジをしたいと。ちなみに、1回目は黒岩知事より大分遅かったのですが、5時間26分26秒でゴールインしました。ありがとうございます。

それぞれ今、各地でこうしたマラソンが、東京マラソンもそうでございますし、大変盛んに行われております。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、たくさんの地域でいろんなスポーツイベントが行われて、スポーツをやられる方が増えるように、私たちも引き続きそれぞれの自治体で取り組んでいければと思います。どうもありがとうございます。

それでは、今日の議事は全て終了いたしました。何かほかに発言がある方がいらっしゃればお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、司会を事務局にお返しをしたいと思います。

6 閉 会

○事務局

大変ありがとうございました。

ここで事務局から事務連絡をさせていただきます。首脳の皆様におかれましては、このあと一旦控室にお戻りをいただき、しばらくお時間をいただきました後に、会議の結果概要をご確認いただきたいと思います。

なお、その間に神奈川県が座長を務めていらっしゃいます共生社会の実現に向けた取組の推進検討会による動画撮影を行いたいと存じます。控室移動後に神奈川県誘導により会場を移しまして、撮影をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、会議の結果概要の確認の後、個別に報道取材があるかと思われませんが、多くの報道関係者の皆様が取材を予定されております。事前にエリア分けをさせていただいておりますので、所定の場所で取材をお受けいただきたいと存じます。なお、準備が整いましたらご案内をさせていただきます。事務連絡は以上でございます。

本日は、誠にありがとうございました。

○座長（清水さいたま市長）

1点だけ言い忘れてましたが、秋はさいたま市で開催しますので、ぜひ皆さんお越してください。よろしく申し上げます。